

同志社大学政法会学業成績優秀者及び
課外活動関係成績優秀者表彰規程

第1章 総則

(目的)

第1条 同志社大学政法会学業成績優秀者表彰及び課外活動関係成績優秀者表彰規程(以下、「本規程」という。)は、同志社大学法学部及び同大学院法学研究科において顕著な学業成績を収めた者と、スポーツ・弁論大会等の課外活動において優秀な成績を収めた者を表彰することにより、学生の榮譽を讃えるとともに、教学面の活性化と課外活動の高揚を図ることを目的とする。

(経費)

第2条 表彰に係る経費は、同志社大学政法会運営資金積立特定預金をもって賄うものとする。

第2章 学業成績優秀者表彰

(表彰基準)

第3条 学業成績優秀者表彰対象者は、同志社大学法学部内の評価基準で議論の余地のない一定の実績をあげた者とする。

(対象人数)

第4条 表彰対象人数は、法学部生4名と大学院法学研究科生1名とする。

2 前項に定める法学部生4名の内訳は、法律学科生3名、政治学科生1名とする。

3 本条第1項及び第2項に定める者については、同志社大学法学部長からの推薦に基づき常務委員会で決する。

4 学業成績優秀者については、同一人が法学部在学中及び大学院法学研究科在籍中に都度表彰を受けることができる。

(表彰式)

第5条 表彰式は、毎年3月20日の学位授与式当日とする。

(表彰方法)

第6条 表彰は、政法会会長から賞状と記念品を授与することにより行う。

2 表彰式当日やむを得ない理由で欠席される場合には、速やかに賞状と記念品を表彰者宛て送付するものとする。

第3章 課外活動関係成績優秀者表彰

(表彰基準)

第7条 課外活動関係成績優秀者表彰対象者は、法学部生及び大学院法学研究科生として在籍した期間に、同志社大学法学部内の評価基準で議論の余地のない一定の実績をあげた者とする。

(対象人数)

第8条 表彰対象人数は、法学部生及び大学院法学研究科生若干名とする。

- 2 前項に定める者については、同志社大学法学部長からの推薦に基づき常務委員会で決する。
- 3 推薦者締切日の翌日以降翌年3月20日までに優秀な成績を収めた学部生及び大学院法学研究科生については、次回の推薦者に含めるものとする。
- 4 課外活動関係成績優秀者については、同一人が学年進行の都度表彰を受けることができる。

(表彰式)

第9条 表彰式は、毎年11月開催の定時総会開催日当日とする。

(表彰方法)

第10条 表彰は、政法会会長から賞状と記念品を授与することにより行う。

- 2 表彰式当日やむを得ない理由で欠席される場合には、速やかに賞状と記念品を表彰者宛て送付するものとする。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附 則

本規程は、2020年9月19日から施行する。

本規程の施行前に表彰を受けた者については、本規程に基づいて表彰したものとみなす。